

宮城県「核燃料税」の更新

平成25年1月16日に宮城県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 宮城県が核燃料税を更新しようとする理由

宮城県においては、女川原子力発電所1号機（昭和59年6月）、同2号機（平成7年7月）及び同3号機（平成14年1月）の稼働に伴い、防災対策や原子力安全対策等に係る諸施策の実施に多額の財政支出を要することから、昭和58年6月に核燃料税を創設し、以降5年ごとに更新している。

現行の核燃料税条例は、平成25年6月20日をもって課税期間が終了するが、福島第一原子力発電所の事故により、原子力の安全性に対する不信や不安が高まっており、引き続き安全対策の拡充や強化に万全を期すための多種多様で多額の財政需要が存在するため、さらに5年間延長するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	宮城県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	発電用原子炉への核燃料の挿入
課税標準	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	100分の12
徴収方法	申告納付
収入見込額	過去の実績をベースに見込んだ場合 平年度 780百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	0.2百万円
課税を行う期間	5年間（平成25年6月21日～平成30年6月20日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659